

事務連絡
令和7年2月20日

自治会長各位

廃棄物対策課
課長 青野 実

自治会の施設搬入ごみに係る処理手数料の免除手続について（お知らせ）

平素から、本市の環境行政に多大なるご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

現在、清掃センター・最終処分場に搬入するごみについて処理手数料が発生しますが、自治会が搬入するごみにつきましては、その活動支援や、ごみステーション・地域の清掃ごみが多いことを鑑み、申請に基づき同手数料を免除することとしております。

つきましては、活動に伴い、清掃センター等にごみを搬入する自治会につきましては、次に掲げる書類の記載事項をご承諾の上、表裏のそれぞれに自治会名・会長住所・会長氏名をご記入いただき、令和7年3月6日（木）までに、廃棄物対策課までご提出いただきますようお願い申し上げます。

その後、申請自治会に対しまして、3月のメール便で7年度分の減免決定通知書を送付させていただきますので、4月以降、施設に自治会ごみを搬入する際には、同通知書を施設受付で提示いただきますようお願いいたします。

なお、6年度分の減免決定通知書は、4月以降、各自治会において破棄いただくよう、お願い申し上げます。

提出書類 （別紙）一般廃棄物処理手数料減免申請書

※ 提出は、メール（PDF）、FAX、郵送、持参のいずれかでお願
いします（表裏両方の記載・提出をお願いします。）。

記載は、表裏それぞれの右上の、自治会名・会長住所・会長氏名
のみです。

事務担当 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号
(電話) 65-1252 (FAX) 65-1255
(メール) gomi@city.niihama.lg.jp
市民環境部環境エネルギー局 廃棄物対策課

(宛先)新居浜市長

自治会名
住 所
申請者
氏 名

一般廃棄物処理手数料減免申請書

次の理由により、一般廃棄物処理手数料の減額又は免除を受けたいので、新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第14条の規定により申請します。

減額又は免除申請の理由 自治会等の活動に伴って生じた廃棄物であるため
減額又は免除を受けようとする一般廃棄物の種類及び手数料 自治会等の活動に伴って生じた廃棄物

※これから下の欄は記入しないでください。

決 定 伺

次のとおり決定してよろしいか。		
当 初 の 手 数 料	減額又は免除後の手数料	差 引
円	円	円
決定の要旨		
起 案 第 号	決 裁	決 定 年 月 日
年 月 日		年 月 日

第 1 号様式（第 4 条関係）

令和 年 月 日

（宛先）新居浜市長

申請者 自治会名（団体名）
会長（団体長）住所
会長（団体長）氏名

当自治会（団体）は、一般廃棄物処理手数料減免申請に当たり、次の点を
確約します。

- 1 会員が自ら、自治会（団体）活動から出た廃棄物のみ施設に搬入し、家
庭ごみや事業ごみは混入させません。
- 2 市の施設で処理できない廃棄物が混入していたときは、持ち帰ります。
- 3 家庭ごみの定期収集に準じて、可能な範囲で分別して搬入します。
- 4 搬入に当たっては、施設職員の指示に従います。